



No. 8

広報はとまがわ

H10. 4. 1 現在

地区面積

57,479,802 m²

組合員数

4,259名

昭和46年度完成

高石揚水機場



国営かんがい排水事業で施行された高石揚水機場

昭和43年度着工…昭和46年度完工、

総事業費1億7千5百万円

ごあいさつ

渡辺 栄司 理事長



3/13 平成10年通常総代会開催
二十三ヶ件提出議案・原案可決

Ⅱ当日提出議案は、
次のとおり。Ⅱ

議決事項

第三号議案 平成九年度特

本日の会議議長に伊藤昭一
総代が選任され、十年度各種
一般会計歳入歳出補正予算の理
○第一号議案 平成九年度一

事会専決処分に係る報告承認について

□第二号議案 平成九年度特別会計（職員退職給与・財政

で初夏の到来を知り農耕の目安にしたそうです。当管内においても農耕の季節となり組合員皆様には益々御健勝でお越しの事と拝察申し上げます。さて、私達を取り巻く経済情勢は、国際化や情報化の進展により大く変化してきています。特に直接関わりのある農業分野に於いても、米価の下落、生産調整の大幅な強化等かつてない厳しさがありません。

4. 四年前ウルグアイ・ラ
 ス合意の中、ミニマムアクセ
 スが義務づけられた国産米の多
 量の余剰米を抱える中、輸入
 米の量が年々増すという現象
 が続いています。二年後には
 米の完全自由化が求められる
 ことが予想される所であり
 ます。この様なことから現在
 国も宮城県も、こうした国際
 化の進展に対応出来る足腰
 の強い農業の体質強化を図り
 基盤整備の構築と豊かでゆと
 りのある農村社会を建設する
 為より積極的に農業農村整備
 事業が実施されておりますが、
 当土地改良区内でも4地区

完工により、基盤の整備率が約一〇〇％近く達成されることになり、組合員の皆様におかれましては基盤の整備された土地を高度に且つ有効に利用して頂き、一連の厳しい農業の現状を乗り越えて頂きたいと願っております。土地改良区と致しましても平成六年四月一日新土地改良区が設立され五年目となりますが、役職員一丸となり組合員皆様方の負担でもあります賦課軽減に努めており、国県営造成施設の老朽化対応として国営旧迫川土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）、県営

基幹水利施設補修事業、更に管理体制改革事業、維持管理連通化事業、担い手育成支援事業と公的助成のもとに、種々の事業に取り組み、現在対応している所であります。又、今年には任期満了に伴う幾代選挙並びに役員選挙の年でもあり、組合員皆様方には尚一層の御理解と御協力を賜わりますことを、お願い申し上げますと共に、組合員皆様方の御健勝を心から御祈念申し上げます。五年目を迎えるにあたってのご挨拶と致します。

金蔵人歳出補正予算議決につ
いて

□第六号議案 平成九年度一般會計歳入歳出補正予算議決について

□第十号議案 平成十年度維持管理適正化事業実施計画について

□第七号議案 平成九年度特

□ 第十一号議案 平成十年度

別会計（県営・団体営・非補助・県仕事業）償還金歳入歳出補正予算議決について



○第八号議案 平成九年度特別会計（県営ほ場整備事業）歳入歳出補正予算議決について



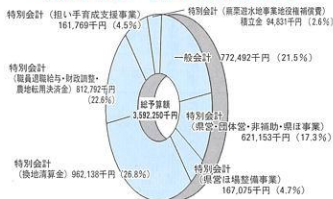
て
□ 第九号議案 平成九年度特



10年度各種会計当初予算 35億 9 千 2 百25万円決まる



平成10年度 各種会計総予算図



施設改善対策事業実施計画について
 □第十二号議案 平成10年度一般会計歳入歳出予算議決について
 □第十三号議案 長期借入金及び償還方法(県営事業)について
 □第十四号議案 平成10年度特別会計(県営・団休営・非補助・県は事業) 償還金歳入歳出予算議決について
 □第十五号議案 平準化資金長期借入金及び償還方法につ

□第十六号議案 平成10年度特別会計(県営は場整備事業)歳入歳出予算議決について
 □第十七号議案 長期借入金及び償還方法(県は事業)について
 □第十八号議案 平成10年度特別会計(換地清算金) 積立金歳入歳出予算議決について
 □第十九号議案 平成10年度特別会計(県営沿遊水地事業地役権補償費 積立金歳入歳出予算議決について
 □第二十号議案 平成10年度農地転用決済金の徴収額決定

□第二十一号議案 平成10年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金) 積立金歳入歳出予算議決について
 □第二十二号議案 平成10年度特別会計(担い手育成支援事業) 歳入歳出予算議決について
 □第二十三号議案 平成10年度賦課金の徴収について
 □第二十四号議案 平成10年度用水使用料の徴収について
 全議案「原案可決」……以上

納入成績優良となる

二十七納入組合表彰

去る三月十三日通常総代会の席上に於いて、多年に亘り賦課金早期完納に努力され、土地改良区運営に貢献された二十七納入組合を、本土地改良区費納入規程に基づき表彰したので御紹介致します。

※ 納入組合名 ※

☆古	☆中	☆八	☆永	☆早	☆坂	☆宿	☆古
蒲	田	八	田	坂	坂	宿	古
納	納	納	納	納	納	納	納
入	入	入	入	入	入	入	入
組	組	組	組	組	組	組	組
合	合	合	合	合	合	合	合
☆大	☆花	☆上	☆山	☆土	☆飯	☆三	☆三
形	花	上	山	土	飯	三	三
下	永	沢	内	手	土	方	方
納	納	納	納	納	納	島	島
入	入	入	入	入	入	東	東
組	組	組	組	組	組	納	納
合	合	合	合	合	合	組	組
☆立	☆飯	☆斜	☆富	☆花	☆上	☆山	☆土
戸	飯	斜	富	花	上	山	土
納	納	納	納	納	納	納	納
入	入	入	入	入	入	入	入
組	組	組	組	組	組	組	組
合	合	合	合	合	合	合	合
☆新	☆小	☆山	☆田	☆坂	☆宿	☆古	☆古
田	田	田	田	田	田	田	田
納	納	納	納	納	納	納	納
入	入	入	入	入	入	入	入
組	組	組	組	組	組	組	組
合	合	合	合	合	合	合	合



平成10年度一般会計歳入歳出予算額 772,492千円

一般会計10年度当初予算

歳入・歳出予算額

七億七千二百四十九万二千円

歳入歳出のあらまし

歳入は、賦課金五八八、六五五千円で全体の七六・二％を占め、前年度賦課金より三・六％、減額となっている。予算編成に当たっては、生産調整の増・米価の下落等で農業収入の激減等を考慮し配慮した予算となっています。

又、歳出は、維持管理費四八五、七五四千円で全体の六二・八％を占め、今年も維持管理事業については、高率補助事業に該当する工事等には積極的に取り込んで維持管理費の軽減に努めるなど予算の効率運用を計ることとした。

歳入

組合費（賦課金）588,655千円（76.2%）

繰入金31,570千円（4.1%）

雑収入・雑収入・過年度収入・委託管理費8,154千円（1.0%）

補助金26,200千円（3.4%）

繰越金63,550千円（8.2%）

交付金22,862千円（3.0%）

長期借入金31,500千円（4.1%）

歳出

事務費126,200千円（16.3%）

会議費・交付金・借入金・選挙費16,490千円（2.1%）

諸支出金21,010千円（2.7%）

繰出金31,330千円（4.1%）

管理費485,754千円（62.9%）

事業費・台帳作成業務費62,780千円（8.2%）

特別会計 10年度予算 特別会計

県営・団体営・非補助・

県営事業償還金

621,153千円

換地清算積立金

962,138千円

蕨栗沼遊水地事業積立金

94,831千円

職員退職給与積立金

326,380千円

財政調整積立金

262,322千円

農地転用決済金積立金

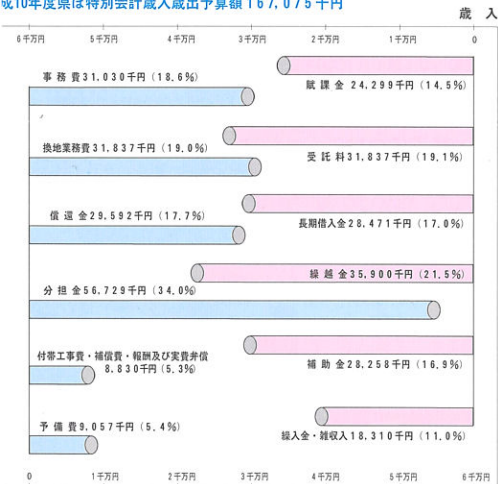
224,090千円

担い手育成支援事業

161,769千円

合計 予算額 25億5千2百68万3千円

平成10年度県ポ特別会計歳入歳出予算額 167,075千円



県ポ特別会計十年当初予算
歳入・歳出予算額
一億六千七百七十五千円

平成10年度県営ほ場整備事業・事業費内訳 6億8百73万5千円

(単位:円)

地区名	事業費	分担金	長期借入金
長沼地区	137,150	30,030	1,772
内 三方島区	129,058	28,258	—
町 新田区	4,526	991	991
内 地 根 区	3,566	781	781
北 浦 地区	28,485	3,389	3,389

地区名	事業費	分担金	長期借入金
迫南部地区	42,200	2,220	2,220
内 泥内区	27,768	1,461	1,461
内 土手ノ内区	11,985	631	631
内 茂伝治区	2,447	128	128
野谷地地区	400,900	21,090	21,090

平成10年度県ポ事業施行計画

地区名	事業量・内容
長沼地区	旧早稲田機場撤去工一式、早稲田・仮屋機場内整備工一式、補完工一式
北浦地区	補完工一式
迫南部地区	泥内工区暗渠排水工 A=10.0ha、補完工一式
野谷地地区	区画整理工 A=40.8ha、暗渠排水工 A=43.7ha

維持管理 = インフォメーション = 用水期到来

揚水開始に伴う試運転（ゴミ流し）について～下記のとおり実施いたします。

◇米山地区⇒4月20日午前9時より…米山・山吉田機場

◇南方地区⇒4月21日午前9時より…南方機場

◇南方地区⇒4月20日午前9時より…山吉田機場

◇追地区⇒4月20日午前9時より…西館機場

本田揚水開始・終了について

4月25日から8月31日まで毎日24時間運転とする。但し、9月1日以降10日までは、稲の育成状態により延長運転することもある。

用排水の管理について

▽揚水の開始及び終了

揚水期間中の機場管理方法としては、機関手64名で116機場を運転管理する。又、保安並びに整備については電気主任技術者及び係職員で常時巡回し行う。以上の体制をもって4月25日から毎日24時間運転する。

▽揚水の終了予定

本年度の揚水終了予定は、用水については8月31日、排水にあつては11月末をもって概ね終了するが、天候その他の事情による場合の終了時期は、流動的に対処する考えである。

▽樋門・その他施設の管理

樋門・分水堰管理については、常に水利状況を把握し最寄りの工事委員並びに役員及び運転管理者等と連絡を保ちながら、用水の最も有効且つ適切な利用が出来るように管理する。

用排水路の清掃及び水管理について

△水路の清掃

土地改良区が管理する水路は幹支線級のみであり、小水路については関係組合員が管理する。管理方法としては、揚水の開始前に全路線浚渫及び清掃を実施し、更に藻刈を行って流水の円滑を期する。（幹線級水路は主として業者請負、支線級水路については部落請負とし各行政区毎に実施。）

△用水の管理

用水利用の状況を見ると、4月末から5月初めの連休に使用が集中し用水不便を来しているのが現状である。特別な用水不便地域には、用水の円滑を図るため水路管理人を置いて調整を行ない、それでも調整困難な路線では番水制をとることもあり以上の方法をもって解決出来ない地域並びに他事業との関係で不便を来す地域には臨時ポンプを設置して対応する。

△排水の管理

排水運転は降雨量や湛水量の状況を勘案し、早めに運転を開始し被害の未然防止に努める。

…… 「円滑な水利用・節水に御協力をお願いします」 ……

地域のみんなで・声をかけ合い

『可愛い子供』を

水の事故から 守りましょう

これから暖かくなるにつれ、子供たちも屋外で遊ぶことが多く、水と親しむ機会が多くなります。

本年も四月二十五日から本田湯水が当管内一斉に開始されますと、各用水排水路が満水となり、非常に危険な状態が九月上旬まで続くことになります。

当土地改良区では、『**水難事故発生の未然防止**』をモットーに安全施設（防護柵、立札）等の整備や幼稚園、小学校へも注意指導をお願いし、未然防止に努力しているところです。

『家族・地域みんなで、水の恐ろしさを教え』水路付近での遊びをしないようさせないよう、事故防止に御協力をお願いします。



く用排水路へのゴミ等の

不法投棄はやめましょうく

年々水路施設内にプラスチック容器、空き缶、空きビン類等、粗大ゴミまでが捨てられているのが現状です。

これからの不法投棄により水質汚濁並びに管理施設の障害等をきたし管理費の増大につながりみなさんの負担となります。

土地改良施設は、組合員皆様方の大切な財産です。

ゴミを絶対に捨てないよう捨てさせないよう皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

水路は、ゴミ捨て場ではありません！



平成10年度維持管理適正化事業計画

期 別	機 場 名	整備補修工事内容	設 置 年 度
第 1 8 期 生	舟 橋 機 場	2号電動機及び減速機整備	昭 和 5 7 年 度
第 1 9 期 生	米 山 機 場	除 塵 機 整 備	昭 和 4 4 年 度

北浦地区権利者会議開催

県営土地改良事業（は場整備）北浦地区の権利者会議が去る平成十年三月十日午前十時より追町農村環境改善センターに於いて、出席資格者二〇七名中、書面議決等を含め一七九名の出席を得て開催されました。会議の議長に関嘉基氏が選任され、提出議案である北浦地区換地計画の決定についてを慎重審議の上、可決決定させて頂きました。

今後は、補完工事、換地処分、換地清算、換地処分登記等の手続きを経て北浦地区のは場整備事業の終焉を向かえる事と成ります。これも偏に関係組合員の御理解、御協力の賜物と衷心より感謝申し上げます。

長沼地区権利者会議開催

去る三月二十日、追町農村環境改善センターに於いて、県営土地改良事業（は場整備）長沼地区の権利者会議が開催されました。始めに、宮城県追込農林振興事務所農業農村整備部千葉部長の挨拶があり、来賓として伊藤追町長より祝辞をいただきました。

会議議長には飯土井の伊藤昭一氏が選任され、提出された議案である換地計画の決定について慎重に審議の上、原案通り可決されました。

当地区は、地区面積六一九ヘクタール、関係権利者数九二三名で、昭和五九年八月二十四日付事業確定し、昭和五九年度に着工、平成三年度に面工事が終了しました。また平成元年度と平成六年度に二度事業計画の変更（重要変更）があり、確定測量は平成六年度及び七年度に実施しました。特色としては三九・八ヘクタールに及ぶダム導水路等用地或いは五・六ヘクタールに及ぶ宅地・道路用地等の非農用地創設があります。ハード面については、現在補完工事を残すのみとなりました。



長沼地区



北浦地区

平成10年度旧迫川地区県営基幹水利施設補修事業計画

施行施設名	事業量
高石揚水機場	電気設備・主ポンプ補修、更新外
立戸用水路	コンクリートフリーム装工 L=36.0m
土地込用水路	既設コンクリートフリーム布設替 L=280.0m
米岡用水路	ネットフェンス設置 L=231.0m
中津山排水路	既設法面連結ブロック護岸装工 L=650.0m
千貫排水路	連結ブロック護岸補修 L=684.0m
本郷排水路	既設法面連結ブロック護岸装工 L=403.0m

平成9年度県営基幹水利
施設補修事業で施行され

た上谷地排水路

(左岸法面連結

ブロック護岸装工

L=1,029.0m)



今後の事務手続き並びに登記事務停止について

換地計画の決定(権利者会議)の後、換地計画決定の提出があり、換地計画の確定となります。換地計画が確定されると、換地処分へ進むことになり、関係権利者宛換地処分通知をすることになります。その後換地処分公告があり、換地処分公告が行われると、換地処分登記に向けてその翌日より登記が事務停止となりますので、ご注意ください。換地処分公告は「北浦地区・平成十年十一月」「長沼地区・平成十年十一月」頃に行う予定にしております。登記が事務停止になりますと、換地処分登記が終了するまで、一般登記(所有権移転、抵当権の設定及び解除等)はできなくなり、登記事項証明書(登記簿謄本)等の交付も受けられなくなります。

尚、換地処分公告の前までは、従来通り権利移動ができますが、権利移動等があった場合には、換地計画の軽微な変更に対応することになりますので、その場合には、必ず改良区へすみやかに組合員資格得喪通知書を提出願います。

換地清算金の徴収・支払いについて

『北浦地区・平成十年年度』『長沼地区・平成十一年度』に行う予定です。

尚、徴収とは、権利者が改良区に清算金を納付することであり、支払とは、改良区が権利者に清算金を交付することです。各人の各筆換地等明細書の空印の欄をご確認ください。

換地処分登記△権利証交付▽について

換地処分登記については、『北浦地区・平成十年年度』『長沼地区・平成十一年度』に実施予定です。

換地処分登記が完了すると、権利証が交付となります。

但し交付されるのは、合併型換地の組合せ(従前地数筆対換地一筆)のみであり、一筆型換地の組合せ(従前地一筆対換地一筆)及び分割型換地の組合せ(従前地一筆対換地数筆)については、新しい権利証が交付されませんので、ご注意ください。

尚一筆型換地及び分割型換地の組合せについては、従前地の権利証を継続して使うこととなります。

平成10年度賦課金並びに徴収期限一覧表

区 分		1,000㎡当り	徴 収 期 限		備 考	
		賦 課 金	第 1 期	第 2 期		
経 常 賦 課 金						
事 務 費		田	2,600円	平成10年4月15日交付	平成10年11月13日交付	第1期70%賦課
		畑	1,300	平成10年4月30日限り	平成10年11月30日限り	第2期30%賦課
第 1 地 区			4,800	〃	〃	〃
		1/2	2,400			
第 2 地 区			3,900	〃	〃	〃
排 水 地 区			3,900	〃	〃	〃
		1/2	1,950			
沼	沼 崎		8,900	〃	〃	〃
崎	大 平 前		2,000			
内 浦	第 1 区		5,600	〃	〃	〃
	第 2 区		4,200			
	第 3 区		1,400			
米 山 地 区			7,700	〃	〃	〃
特 別 会 計 償 還 賦 課 金						
県分 担 営金	第 1 地 区		2,660円		平成10年11月13日交付 平成10年11月30日限り	第2期100%賦課
	第 2 地 区田		1,480			
	第 2 地 区畑		300			
大 網 地 区			580		〃	〃
西 谷 地 地 区			10,320		〃	〃
県第 一 地 区	千 分	千貫区	4,850		〃	〃
	貫 区	野谷地区	4,550			
	畑 岡 分 区		10,610			
	一ノ曲分 区		6,740			
県 ば 第 2 地 区		6,650		〃	〃	
県 ば 第 5 地 区		8,190		〃	〃	
県 ば 第 10 地 区		7,280		〃	〃	
県 ば 第 4 地 区		6,960		〃	〃	

平成10年度用水使用料

区 分	1,000㎡当り 用水使用料	徴 収 期 限	備 考
事 務 費	2,600 円	平成10年11月13日交付 平成10年11月30日限り	一般事務費賦課の100%
第 1 地 区	2,400	〃	一般管理費賦課の50%
第 2 地 区	1,950	〃	一般管理費賦課の50%
排 水 地 区	1,950	〃	一般管理費賦課の50%
内 浦 第 1 区	3,920	〃	一般管理費賦課の70%
内 浦 第 2 区	2,940	〃	一般管理費賦課の70%
米 山 地 区	3,465	〃	一般管理費賦課の45%

本年度第一期賦課金は四月十五日交付、四月三十日限りで一般会計賦課金七十%のみを徴収することになりますので、納期限内に納入下さいますよう組合員皆様方の特段の御協力をお願い申し上げます。

納入期限は4/30です。
賦課金の納入は
期限内に
御協力を

区 分		1,000㎡当り 賦課金	徴 収 期 限		備 考
			第 1 期	第 2 期	
特別会計償還賦課金					
県 ば 第 6 地 区		4,630円		平成10年11月13日交付 平成10年11月30日限り	第2期100%賦課
県 ば 第 11 地 区		4,290		〃	〃
県 ば 第 13 地 区		7,220		〃	〃
県 ば 第 3 地 区		7,690		〃	〃
県 ば 第 7 地 区		9,980		〃	〃
県 ば 第 8 地 区		8,640		〃	〃
県 ば 第 9 地 区		8,770		〃	〃
県 ば 特別会計特別賦課金					
長 地	町 新 田 区	14,000円		平成10年11月13日交付	第2期100%賦課
沼 区	地 嶺 区	14,000		平成10年11月30日限り	
北 浦 地 区		10,200		〃	〃
迫 地	泥 内 区	6,000			〃
南 部 区	土 手ノ内区	2,500		〃	
	茂 伝 治 区	3,000			
野 谷 地 地 区		2,200		〃	〃

※組合員のみなさんへこんな時はお届け下さい！※

期名義変更等の手続き・届出は、すみやかに土地改良区へ

~~~~~ おすみですか？

### ◆組合員資格得喪届出等

#### 1. 名義変更・売買等による移動の方へ

地区内にある耕作地を売買した時及び経営移譲・一括贈与・使用貸借・受委託等した場合、届出がないといつまでも従前のままで地積で賦課されます。又は、住所変更をした時・組合員が死亡した場合。

＜組合員資格得喪通知書提出＞

#### 2. 農業者年金受給の方へ

年金受給資格権利を得るために使用貸借や一括贈与、又は第3者移譲の申請を行なった場合。

＜組合員資格得喪通知書提出＞

#### 3. 農地転用等の方へ

田（農地）を宅地や畑（農地以外）に転用したとき、又は道路等公共事業用地に買収された場合。  
「下記の決済金が必要。」

＜組合員資格得喪通知書・農地転用等の通知及び意見交付願・地区除外申請書提出＞

以上の場合は、当事者連署押印の上お願いいたします。

### ■土地改良施設の他目的使用の届出

#### 1. 尿浄化槽等を設置する場合

地区内に、尿浄化槽・畜産汚水処理槽等の設置並びに家庭排水等を放流する場合。

＜尿浄化槽排水放流承認願・農業用施設の使用許可申請書提出＞

#### 2. 土地改良施設及び用地を使用する場合

宅地等の出入口に使用したい場合。＜農業用施設の使用許可申請書提出＞

### ※施設の破損等の場合→届出

当土地改良区の管理する工作物及び施設その他について、滅失・破損その他修繕を要する場合。

＜土地改良施設事故報告書提出＞

※詳しいこと・届出は、直接当土地改良区へお願いいたします。

TEL 0220(58)2024 代表

## 平成10年度農地転用決済金一覧表

| 地 区 名       | 1,000㎡当り決済金 | 備 考           | 地 区 名         | 1,000㎡当り決済金 | 備 考                 |
|-------------|-------------|---------------|---------------|-------------|---------------------|
| 第 1 地 区     | 236,640円    |               | 県 ば 第 6 地 区   | 138,441円    | 第1地区決済金に加算される       |
| 第 1 地 区     | 156,640円    | 用水のみ地区        | 県 ば 第 7 地 区   | 136,018円    | 米山地区決済金に加算される       |
| 第 2 地 区     | 209,980円    |               | 県 ば 第 8 地 区   | 71,643円     | 〃                   |
| 第 2 地 区     | 129,980円    | 用水のみ地区        | 県 ば 第 9 地 区   | 76,179円     | 〃                   |
| 第 2 地 区     | 133,320円    | 排水のみ地区        | 県 ば 第 10 地 区  | 83,722円     | 第1地区及び第2地区決済金に加算される |
| 沼地 沼 崎      | 231,320円    |               | 県 ば 第 11 地 区  | 216,976円    | 〃                   |
| 崎区 大 平 前    | 93,320円     |               | 県 ば 第 13 地 区  | 227,222円    | 第1地区決済金に加算される       |
| 内地 第 1 区    | 164,640円    |               | 県 沼 沼 崎 区     | 316,253円    | 第2地区決済金に加算される       |
| 第 2 区       | 136,640円    |               | 地 糧 区         | 346,230円    | 〃                   |
| 第 3 区       | 80,640円     |               | 県 ば 北 浦 地 区   | 304,148円    | 〃                   |
| 米 山 地 区     | 208,640円    |               | 県 南 部 地 区     | 206,539円    | 〃                   |
| 西 谷 地 区     | 88,620円     | 米山地区決済金に加算される | ば 地 土 土 ノ 内 区 | 139,607円    | 〃                   |
| 第 1 地 区     | 61,156円     | 第1地区決済金に加算される | 追 区 茂 伝 治 区   | 101,154円    | 〃                   |
| 千 分 千 貫 区   | 91,758円     | 〃             | 県 ば 野 谷 地 区   | 80,921円     | 第1地区決済金に加算される       |
| 野 谷 分 区     | 62,233円     | 〃             | 県 事 業 第 1 地 区 | 23,106円     | 第1地区及び第2地区決済金に加算される |
| 畑 岡 分 区     | 62,233円     | 〃             | 第 2 地 区       | 10,592円     | 米山地区決済金に加算される       |
| 一 ノ 曲 分 区   | 203,887円    | 〃             | 県 一 千 貫 区     | 23,202円     | 第1地区決済金に加算される       |
| 県 ば 第 2 地 区 | 38,463円     | 〃             | ば 地 野 谷 分 区   | 37,337円     | 〃                   |
| 県 ば 第 3 地 区 | 52,556円     | 米山地区決済金に加算される | 一 ノ 曲 分 区     | 20,894円     | 〃                   |
| 県 ば 第 4 地 区 | 90,980円     | 第1地区決済金に加算される | 県 ば 第 6 地 区   | 33,966円     | 第1地区決済金に加算される       |
| 県 ば 第 5 地 区 | 77,630円     | 〃             | 県 ば 第 10 地 区  | 15,236円     | 第1地区及び第2地区決済金に加算される |
|             |             |               | 県 ば 第 11 地 区  | 24,532円     | 〃                   |

## 任期満了に伴う

## 総代選挙執行について

来る5月26日に任期満了による総代の総選挙を、5月21日執行することとなりましたのでお知らせ致します。  
総代選挙の執行は、4月6日現在の本土改選区組合員資格者をもって調整し、関係町選挙管理委員会の管理のもとに執り行います。

尚、総代選挙の選挙区及び定数等は下記のとおりですので、立候補する組合員はもとよりその他の組合員のみなさんにおかれましても御留意願います。

## 総代選挙の投票区域

| 選挙区          | 投票区   | 投票所             | 投票区域                                                                                  |
|--------------|-------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1区<br>(50人) | 第1投票区 | 南方町就業改善センター     | 南方町 狼掛、柳沢、畑岡、沼崎、野谷地、苔野谷地上、平貝、一の曲<br>米山町 千貫<br>田尻町 大貫                                  |
|              | 第2投票区 | 迫川沿岸土地改良区事務所    | 南方町 板倉、沢田、青島、原、松葉、砥落、大袋、山成、新高石、高石、須崎、苔野谷地下                                            |
|              | 第3投票区 | 南方町定住促進センター     | 南方町 峯、北本郷、大門、細川、裏大岳、北大畑、南大畑、大岳、梶沼                                                     |
|              | 第4投票区 | 迫町農村環境改善センター    | 迫町北方 古宿、船越、天形、早坂、永田、八の森、山の上、相ヶ沢、上沢、花台、中沢、舟橋、配内、土手の内、山の内表、富永、地糧、谷地、斜橋、飯屋<br>迫町新田 立戸、深沢 |
|              | 第5投票区 | 迫町新田駅前生活センター    | 迫町北方 三方島東、三方島西、飯土井<br>迫町新田 大形、山の神、倉崎、糠塚、龍、小友、山田、坂戸、駅前、牛ヶ沢<br>若柳町新田                    |
|              | 第6投票区 | 迫町中央公民館         | 迫町 佐沼                                                                                 |
| 第2区<br>(30人) | 第1投票区 | 米山町中津山公民館       | 米山町中津山                                                                                |
|              | 第2投票区 | 米山町農村環境改善センター   | 米山町西野、米山町桜岡、米山町善王寺                                                                    |
|              | 第3投票区 | 迫川沿岸土地改良区米山揚水機場 | 豊里町、涌谷町、津山町                                                                           |

但し、投票地域外の組合員については、その組合員たる資格にかかる権利の目的たる土地の属する区域の投票区とする。

## 宮城県土地改良事業団体連合会

## 会長功労者表彰

去る三月二十三日宮城県土地改良事業団体連合会第三十九回通常総会の席上に於いて、

永年土地改良事業の推進発展に寄与した功績が認められ、

土地改良事業功労者として次の役職員の方々が、会長表彰を受賞したので紹介いたします。

## □役員の部

理事長 渡辺 栄司  
総括監事 佐々木 秀一  
職員部

事業課 換地係主査 波谷 秀樹

事業課 第一維持係技師 佐藤 正宏

事業課 第一維持係技師 加納 裕史

## 東北地区農地集団化促進協議会

## 会長功労者表彰

平成九年度農用地等集団化事業表彰式が、去る三月二十六日開催されました。席上で昭和四十八年以降、一貫して換地業務に従事し県営事業の完了に貢献。地域と一体的となり農地の集団化推進に寄与

した功績が認められ、農地等集団化事業功労者として次の職員が、受賞いたしましたので紹介いたします。

事業課 換地係主査 鈴木 喬代子

## 表紙の紹介

高石揚水機場一宮宮かんばい事業で造成された当時の事業費1億7千5百万円が投じられ昭和44年着工、同47年に完工し当時は排水を主として運転されたが、昭和51年に用水路が完成し用排水機場となる。それ以来1,202haの排水面積と135haの用水面積に、総運転実績152,500時間余りになり、その間故障防止や老朽化対策として適正化事業、修繕保全事業で幾度の整備が行なわれ現在に至る。

## 人事往来

職員(一)旧所属職名  
事業課事業係技術主査 菅 原 久

事業課第一維持係技術主査 (事業課第一維持係技師) 佐藤 正宏

事業課第一維持係技師 (事業課第一維持係技師) 加納 裕史

事業課第一維持係技術主査 加納 裕史

事業課第一維持係技師 (事業課第一維持係技師) 加納 裕史

| 設備概要               | 口径      | 出力         | 種類           | 台数 |
|--------------------|---------|------------|--------------|----|
|                    | 550mm   | 電動機 60KW   | 横軸斜流(用排水兼用機) | 1  |
|                    | 1,200mm | 電動機 140KW  | 横軸軸流(排水専用機)  | 1  |
|                    | 1,800mm | エンジン 420ps | 同(同)         | 1  |
| 除塵機3台、予備発電機1台、樋門1門 |         |            |              |    |



- 理事長あいさつ、総代会議決事項、納入組合表彰 …… P 2・3
- 平成10年度一般会計・各種特別会計当初予算 …… P 4
- 平成10年度県営特別会計当初予算、県営事業施行計画 …… P 5
- 維持管理インフォメーション・揚水開始 …… P 6・7
- 平成10年度維持管理適正化事業計画、県営基幹水利

施設補修事業計画、北浦・長沼地区権利者会議開催及び今後の事務手続き並びに登記事務停止等 …… P 8・9

- 平成10年度賦課金並びに徴収期限一覧表 …… P 10・11
- 諸名義変更等の手続き・届出、平成10年度農地転用決済金一覧表 …… P 12
- 任期満了に伴う総代選挙執行 …… P 13